



同等の効果で経済的

ジェネリック医薬品を使っていますか？

ジェネリック医薬品とは

新薬の特許が切れた後に同一成分で製造された医薬品のこと。

新薬とは違い、開発費などがかからないため、新薬より安価になっています。

どのくらい安くなるの？

現在使用している薬の種類で異なります。10月に国保の各世帯に送られてくる「ジェネリック差額通知書」で、ジェネリック医薬品に替えるのと、1か月当たりの薬代が現在よりどのくらい安くなるのかを確認できます。

処方してもらうには

医師や薬剤師さんに「ジェネリック医薬品を使用した」と伝えるか、「ジェネリック医薬品希望カード」を保険証と一緒に病院の窓口提示してもらえます。



ジェネリック医薬品希望カードは、役場健康づくり推進課で配布しています。



ジェネリック医薬品差額通知書

通知書 8612295

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

品名	ジェネリック医薬品	差額
アスピリン	アスピリン	0円
イブプロフェン	イブプロフェン	0円
ナロゲン	ナロゲン	0円
ナロゲン	ナロゲン	0円
ナロゲン	ナロゲン	0円

※1 お家に残っている薬の在庫を確認してください。在庫の少ない薬は、薬局・薬店等の調剤薬局で調剤させていただきます。

※2 処方されている薬が、ジェネリック医薬品に置き換えられた場合、ジェネリック医薬品の調剤料が適用されます。

※3 処方されている薬が、ジェネリック医薬品に置き換えられた場合、ジェネリック医薬品の調剤料が適用されます。

※4 ジェネリック医薬品への調剤料は、処方されている薬の調剤料に引き上げさせていただきます。

お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-800-006 (受付時間 午前9時～午後5時)



切り替えの手続きを

「扶養から外れた」などの変更があった時

国民年金第3号被保険者

社会保険に加入している人（第2号被保険者）に扶養されている配偶者のことです。

国民年金保険料について

原則として、第3号被保険者は国民年金の保険料を納める必要はありません。

ただし、社会保険に加入している人が退職した場合や、扶養されている人の収入が増え、扶養から外れてしまった場合には、町役場などで切り替えの手続きをして、保険料を納めなくてはなりません。

2年以上手続きが遅れると

年金の制度上、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生してしまいます。そのため、7月1日に法改正が行われ、手続きをするこ

とで「2年以上前の未納期間」

を「受給資格期間」に算入できるようにになりました。この手続きは熊本東年金事務所で行うことができます。

○手続きをすることにより、老齢年金や万一の時の障害年金などの受給権の確保につながります。

○手続きをすることで、本来はさかのぼって払うことができなかつた期間（最大で10年間）の保険料を納付することができま

手続きの問い合わせ先

熊本東年金事務所
☎ 367-8144
熊本市東区東町4丁目6番41号
国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570-011-050